

『不動産ファイナンスの法務と契約実務』

お詫びと訂正

本書において、下記下線部分のとおり誤りがございました。ご不便をおかけしましたことを謹んでお詫び申し上げます。

中央経済社

| 該当箇所                   | 誤   | 正   |
|------------------------|---|---|
| 39 頁 13 行目             | 不動産ファンドレンダー                                 | 不動産ファンド <del>や</del> レンダー                                 |
| 61 頁 6 行目              | 平成 <u>24</u> 年資産流動化法改正                      | 平成 <u>23</u> 年資産流動化法改正                                    |
| 87 頁 脚注 1 の<br>6 行目    | 匿名組合持分（同項 5 号）                              | 匿名組合 <u>出資</u> 持分（同項 5 号）                                 |
| 88 頁 5 行目              | 匿名組合持分                                      | 匿名組合 <u>出資</u> 持分   |
| 88 頁 15 行目             | 匿名出資持分                                      | 匿名 <u>組合</u> 出資持分   |
| 89 頁 1 行目              | 匿名組合持分                                      | 匿名組合 <u>出資</u> 持分   |
| 89 頁 13 行目             | 匿名組合持分                                      | 匿名組合 <u>出資</u> 持分   |
| 143 頁 脚注 69<br>の 1 行目  | 継続開示規制は、不動産フ<br>ァンドが募集または売出し<br>を行うものである場合、 | 継続開示規制は、不動産ファ<br>ンドが募集または売出しを行<br>うものである場合 <del>や</del> 、 |
| 147 頁 3 行目             | 具体的には、 <u>6</u> ヶ月以内に<br>49 名以下の者           | 具体的には、 <u>3</u> ヶ月以内に 49<br>名以下の者                         |
| 16 頁 17 行目～<br>20 行目   | 不動産特定共同事業の許可<br>資金需要者である不動産                 | 不動産特定共同事業の許可、 <u>すなわち</u> 資金需要者である不<br>動産                 |
| 190 頁 契約条項<br>例：資金使途 注 | 事務委任契約、 <u>誓約書</u> など、<br>通常、プロジェクトに関連      | 事務委任契約など、通常、プ<br>ロジェクトに関連する一切の                            |

|                     |   |   |
|---------------------|---|---|
| 3 行目                | する一切の契約   | 契約  |
| 192 頁 5 行目          | TMK は還付を受けるための申告  | <u>不動産ファンド</u> は還付を受けるための申告   |
| 206 頁 13 行目         | 利息とは、元本債権から生ずる利得として、 <u>として</u> 、元本の額に期間と利息   | 利息とは、元本債権から生ずる利得として、元本の額に期間と利息  |
| 243 頁 9 行目          | [本件匿名組合持分/  | [本件匿名組合 <u>出資</u> 持分/   |
| 264 頁 7 行目          | バリュエーション  | バリエーション   |
| 299 頁 7 行目～<br>9 行目 | ● 出資持分が発行される日以前 <u>6</u> か月以内に、当該出資持分と同一種類の出資持分が発行されている場合、当該出資持分の取得勧誘に応じて取得する特例業務対象投資家の人数と当該 <u>6</u> か月以内に発行された同種の出資持分の取得勧誘に応じて取得した特例業務対象投資家の人数との合計が 49 名以下となること | ● 出資持分が発行される日以前 <u>3</u> か月以内に、当該出資持分と同一種類の出資持分が発行されている場合、当該出資持分の取得勧誘に応じて取得する特例業務対象投資家の人数と当該 <u>3</u> か月以内に発行された同種の出資持分の取得勧誘に応じて取得した特例業務対象投資家の人数との合計が 49 名以下となること |
| 328 頁 13 行目         | レシーの表明保証として規定されることになる。  | レシーの表明保証として規定されることになる <u>(ただし、コラム③のとおり、賃貸住宅管理業法 2 条第 4 項かっこ書き、同法施行規則 2 条により、</u>  |

|  |  |   |
|--|--|---|
|  |  | <p><u>マスター・レッシーを人的関係，資本関係その他の関係においてマスター・レッサーと密接な関連を有する者とする</u><br/><u>ことにより，当該登録を免れるケースが多い</u>。</p> |
|--|--|---|